3　法第十三条の二第四項に規定する政令で定める金額は、住宅の特別特定再取得等に係る対価の額又は費用の額（住宅被災者が当該住宅の特別特定再取得等をした居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋又は認定住宅のうちにその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該住宅の特別特定再取得等に係る対価の額又は費用の額に、次の各号に掲げる家屋の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額。以下この項において同じ。）から当該住宅の特別特定再取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を控除した残額とする。

一　当該居住用家屋若しくは既存住宅又は認定住宅　これらの家屋の租税特別措置法施行令第二十六条第一項各号に規定する床面積のうちに当該居住の用に供する部分の床面積の占める割合

二　当該増改築等をした家屋　当該増改築等に要した費用の額のうちに当該居住の用に供する部分の当該増改築等に要した費用の額の占める割合

4　法第十三条の二第一項又は第三項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受ける場合における同条及び同法第四十一条の二の二の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　住宅被災者が法第十三条の二第一項又は第三項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受けようとする場合における同条第三十一項及び第三十二項の規定の適用については、前条第一項の規定にかかわらず、同法第四十一条第三十一項中「、当該」とあるのは「当該」と、「場合」とあるのは「場合であつて、財務省令で定めるところにより東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（第四十一条の二の二において「震災特例法」という。）第十三条の二第一項に規定する従前住宅が東日本大震災によつて被害を受けたことにより居住の用に供することができなくなつたことその他の財務省令で定める事実を証する書類として財務省令で定める書類の添付がある場合」と、同条第三十二項中「並びに同項」とあるのは「、同項」と、「その他の書類」とあるのは「その他の書類並びに同項の財務省令で定める書類」とする。

二　法第十三条の二第三項の規定により租税特別措置法第四十一条の規定の適用を受けた住宅被災者が同法第四十一条の二の二の規定の適用を受ける場合における同条の規定の適用については、同条第一項及び第五項中「同条第十三項又は第十六項の規定により同条」とあるのは、「震災特例法第十三条の二第三項の規定により第四十一条」とする。

第十七条の二第一項中「第四項」を「第三項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第十七条の二の二第一号並びに第十七条の二の三第一号及び第二号ロ中「五年」を「七年」に改める。

第十七条の三の二第一項及び第十七条の三の三第一項中「三年」を「七年」に改める。

第十八条第四号中「船舶法第一条に規定する日本船舶のうち同法第五条第一項に規定する船舶原簿に登録されているもの、小型船舶の登録等に関する法律第二条に規定する小型船舶のうち同法第三条に規定する原簿に登録されているもの又は」を削り、「）で、」を「）で」に改める。

第十八条の三第一項中「第四十二条の四第八項第六号」を「第四十二条の四第八項第七号」に、「同項第七号」を「同項第九号」に、「第六十八条の九第八項第五号」を「第六十八条の九第八項第六号」に改める。

第十八条の七を削る。

第十八条の八を第十八条の七とし、同条の次に次の一条を加える。

（帰還環境整備推進法人に対して土地等を譲渡した場合の所得の特別控除の特例）

第十八条の八　法第十八条の十第一項に規定する政令で定める帰還環境整備推進法人は、公益社団法人（その社員総会における議決権の総数の二分の一以上の数が地方公共団体により保有されているものに限る。）又は公益財団法人（その設立当初において拠出をされた金額の二分の一以上の金額が地方公共団体により拠出をされているものに限る。）であつて、その定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるものとする。

第十九条第四十一項の表租税特別措置法施行令第三十九条の三十五の四第二項第一号の項中「第三十九条の三十五の四第二項第一号」を「第三十九条の三十五の四第一項第一号」に改め、同表租税特別措置法施行令第三十九条の三十五の四第四項第一号の項中「第三十九条の三十五の四第三項第一号」に改め、同表租税特別措置法施行令第三十九条の三十五の四第五項第一号」に改める。

第二十二条の二の二第一項第一号中「五年」を「七年」に改め、同条第二項第一号中「第四項まで」を「この条」に改める。

第二十二条の二の三第一項第一号及び第二号ロ中「五年」を「七年」に改め、同条第二項第一号中「第四項まで」を「この条」に改める。

第二十二条の三第二項第一号を次のように改める。

一　法第二十五条の三第一項に規定する指定を受けた連結親法人又はその連結子法人の次に掲げる金額の合計額

イ　法第二十五条の三第一項に規定する被災雇用者等（以下この号において「被災雇用者等」という。）に対して支給する同項に規定する給与等の額のうち当該適用年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されるもの（同項の規定の適用に係るもので平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に同項に規定する指定を受けた連結親法人又はその連結子法人が当該指定をした同項に規定する認定地方公共団体（福島県又は福島県の区域内の市町村を除く。）の作成した同項に規定する認定を受けた同項に規定する復興推進計画に定められた同項に規定する復興産業集積区域（同項に規定する地域を含む市町村の区域を除く。）内に所在する同項に規定する産業集積事業所に勤務する被災雇用者等に対して支給するもの（ロにおいて「特定給与等の額」という。）に限る。）の百分の七に相当する金額

ロ　被災雇用者等に対して支給する法第二十五条の三第一項に規定する給与等の額のうち当該適用年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されるもの（同項の規定の適用に係るものに限るものとし、特定給与等の額を除く。）の百分の十に相当する金額

第二十二条の三の二第一項及び第二十二条の三の三第一項中「三年」を「七年」に改める。

第二十二条の四第一項中「第十七号」を「第十六号」に改める。

第二十三条の三第一項中「第六十八条の九第八項第五号」を「第六十八条の九第八項第六号」に、「第四十二条の四第八項第七号」を「第四十二条の四第八項第九号」に、「第四十二条の四第八項第六号」を「第四十二条の四第八項第七号」に改める。

第二十三条の七第一項及び第二項を削り、同条第三項を同条とする。

第二十六条中「第四十二条の四第三項」を「第四十二条の六第一項」に改め、「中小企業者又は」の下に「同法第四十二条の四第八項第九号に規定する」を加え、「第六十八条の九第八項第五号」を「第六十八条の十一第一項」に、「第四十二条の四第八項第七号」を「第四十二条の四第八項第九号」に改める。

第二十九条の二の次に次の一条を加える。

（避難解除区域等内の農地等を譲渡した場合の贈与税等の納税猶予及び免除の特例）

第二十九条の二の二　法第三十八条の二の二第一項に規定する政令で定める市町村は、福島県南相馬市、双葉郡富岡町、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯舘村とする。

2　法第三十八条の二の二第一項に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一　福島復興再生特別措置法第三十四条第三項に規定する帰還環境整備交付金の交付を受けて行われる事業

二　福島原子力災害復興交付金（予算の目である福島原子力災害復興交付金の経費の支出による給付金をいう。）を原資として福島県が設けた基金から費用の助成を受けて行われる事業